

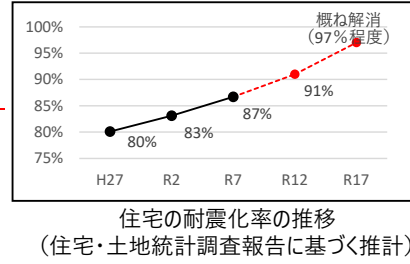
目的

耐震改修促進法に基づき、建築物の耐震化率の現状を踏まえ計画を改定し、耐震化の促進を図る。

- ・計画に定める内容
 - 建築物の耐震化に関する目標および施策、啓発および知識の普及に関する事項
- ・計画改定の経緯
 - H18年度に当初計画策定以降、5年ごとに改定
 - R7年度で満了となるため、R7年7月に国から示された方針を踏まえて改定を実施

耐震化の現状および目標

- ◎住宅
 - 【現状】耐震化率86.8%（R7）
 - 【目標】R17までに概ね解消（中間目標 R12：91%）
（国の目標：R17までに概ね解消）
- ◎特定建築物（多数者利用施設）
 - 【現状】耐震化率93.9%（R7）
 - 【目標】設定なし（R10年頃には95%に達する見込み）
（国の目標：設定なし）

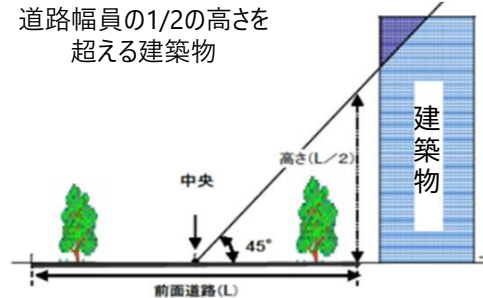


緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を図るための施策

- ◎沿道建築物耐震診断結果の報告義務化
 - ・多数の者の円滑な避難や救援物資の輸送等の観点から重要な道路を指定し、沿道建築物の耐震診断を義務化【結果の報告期限：R11.3.31】
 - ・耐震診断義務付け建築物について報告結果を公表
 - ・耐震診断義務化に合わせて、支援制度を創設【R8～ 耐震診断補助（所有者負担なし）】

対象建築物

道路幅員の1/2の高さを超える建築物



対象路線

国道8号、27号、161号
北陸道、舞若道、中縦道



建築物の耐震化に関連する施策

- ・ブロック塀等の定期的な実態把握、除却等への支援
 - 【除却補助上限：200千円】
- ・被災建築物応急危険度判定の体制整備

住宅の耐震化を図るための施策

- ◎耐震化が進まない高齢者世帯への支援強化
 - 【改修補助上限：1,400千円 ⇒ 1,750千円】
 - 【高齢者向け住宅ローン、税制優遇措置の周知】
- ◎診断後改修工事に至っていない住宅に対するプラン見直しや除却を支援
 - 【プラン見直し加算：100千円】
 - 【耐震性のない住宅の除却：300千円】
- ◎空き家購入補助における耐震性有無による差別化・診断の要件化
 - 【購入補助上限 耐震性有：600千円 ⇔ 耐震性無：200千円】
- ・木造住宅耐震診断士の確保（講習会開催）
- ・耐震改修事業者登録制度による事業者の紹介
- ・工事費軽減、工期短縮等を図る様々な補強工法への補助
- ・耐震診断と補強プラン作成の一体的支援
- ・部分耐震改修や耐震シェルターへの補助



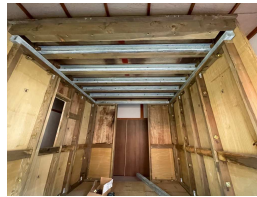
(耐震補強)



(様々な補強工法)



(耐震シェルター)



安全性向上に関する啓発および知識の普及

- ◎高齢者世帯に対するより丁寧な情報発信
 - （高齢者向けパンフレット作成、市町および福祉部局との連携）
 - ・屋根瓦や窓ガラス、建築設備の落下、転倒等の二次被害防止対策の普及啓発
 - ・関係団体、市町での相談窓口設置
 - ・のぼり旗、住宅模型、動画配信等を活用した情報発信
 - ・改修現場見学会・診断実施者へのフォローアップ



(住宅模型)



(動画配信)



(現場見学会)



(啓発のぼり旗)